

## 当面のスローガン

- 本年こそ「人権侵害救済法」を制定させよう！
- 狹山再審闘争の勝利をかちとろう！
- 続発する差別事件の糾弾を徹底しよう！

発行所  
解放新聞和歌山支局〒640-8314  
和歌山市神前405-3  
TEL 073-473-2301  
FAX 073-473-2302発行責任者  
藤本哲史

和歌山県人権施策推進協議会（以下、「人推協」と）との交渉が7月10日、執行委員、事務局参加のもとアバローム紀の国でおこなわれた。「人推協」は、和歌山県副知事を代表とし、さまざまな人権問題の解決をはかるため各部局の連携をはかり、総合的・計画的にとりくみを実施するために設置された全庁的な組織である。

昨年の交渉で下副知事は「部落差別解消推進法をふまえた県条例については、改正も含めて検討していく」との回答を受け、このを絶たず、ネット上で「部落探訪」のよ

うな差別の垂れ流し状態がつづいてい

る。県は今年からモニタリ

ング事業をは

じめ、削除依

頼をかけてい

る、国で規制

してほしいと

回答。県連執

行部からは、

差別のされ

ばなしでいい

のか、県が差

別を規制する

条例にとりく

まないと市町村もできない

と、差別撤廃にとりくむ県

の姿勢、決意、覚悟を示し

てほしいと強く求めた。

県は、実効性のある条例

にするのは難しい、条例が

必要と判断したらつくる

し、条例ができたからと

いつてすべて解決すること

はない、できるかどうかは

いえないと消極的な回答で

ある。

まないと市町村もできない

と、差別撤廃にとりくむ県

の姿勢、決意、覚悟を示し

てほしいと強く求めた。

県は、実効性のある条例

にするのは難しい、条例が

必要と判断したらつくる

し、条例ができたからと

いつてすべて解決すること

はない、できるかどうかは

いえないと消極的な回答で

ある。

まないと市町村もできない

と、差別撤廃にとりくむ県

の姿勢、決意、覚悟を示し

てほしいと強く求めた。

県は、実効性のある条例

にするのは難しい、条例が

必要と判断したらつくる

し、条例ができたからと

いつてすべて解決すること

はない、できるかどうかは

いえないと消極的な回答で

ある。

まないと市町村もできない

と、差別撤廃にとりくむ県

の姿勢、決意、覚悟を示し

てほしいと強く求めた。

県は、実効性のある条例

にするのは難しい、条例が

必要と判断したらつくる

し、条例ができたからと

いつてすべて解決すること

はない、できるかどうかは

いえないと消極的な回答で

ある。

てほしいと強く求めた。

県は、実効性のある条例にするのは難しい、条例が必要と判断したらつくるし、条例ができたからといつてすべて解決することはない、できるかどうかはいえないと消極的な回答であります。

あつた。

今後は、県が条例の原案を早急に作成し、そのうえあらためて交渉をもつことを確認した。

また、障がい者の法定雇用率水増しは、雇用すべきであるのに実際は雇用していないなかつたことが問題であることを指摘。自治体職員や教職員には、一から部落問題研修をおこなうこと等を

用率水増しは、雇用すべきであるのに実際は雇用していないなかつたことが問題であることを指摘。自治体職員や教職員には、一から部落問題研修をおこなうこと等を

## 必要と判断したら…人推協交渉

人推協の代表あいさつする下宏・副知事

## 64期 県連解放学



条例制定やモニタリングの重要性についてあいさつする藤本委員長



7月7日、プラザホーリーで第64期県連解放学校を開催し、組織内のみならず行政含め、100人を超える参加があった。

はじめに、宮本修作・書記長から第64期の運動方針をふまえた基調提案を行う。33年間の特措法のなかで住環境等一定の解消がされてきた。また、大学の対応が

湯浅町条例について説明する小熊課長はつづいて、「湯浅町の小熊紀史・人権推進課長から説明をうけ、つづいて「湯浅町部落をふまえた条例化の背景として、それは差別だと認識し抗議するも、聞き入れられなかつた。また、大学の対応が

かつた。また、大学の対応が

かつた。また、大学の対応が